

第290回奈良県開発審査会議事要旨

日時・場所： 令和7年7月15日（火）9時00分～10時30分
Web 会議

出席委員： 前川委員、久保委員、島本委員、竹本委員、田中委員、
井上委員、清水委員

出席幹事： 建築安全課（堂崎課長）
県土利用政策課（内田課長）
担い手・農地マネジメント課（片山課長）
景観・自然環境課（宮崎課長）
水・大気環境課（田原主幹）

傍聴者： なし

1 開会宣言等

2 議事

（1）議事録署名委員の選出
議事録署名委員に島本委員を選出

（2）議案審議

**第 R7-1 号議案 工業系ゾーンに位置づけられた区域内の工場
（工場(工業用プラスチック製品製造業):北葛城郡広陵町)**

本件了承される。

なお、本件について以下の質問があった。

久保委員：計画地東側の町道について拡幅計画があるとの説明であったが、
拡幅するのは計画地の東側のみか。また、計画地への進入は、東側
町道拡幅後も北側のままか説明願う。

事務局：計画地東側町道の拡幅範囲は、中和幹線から計画地南端までであ
る。また、計画地北側の町道についても、既存道路を北側へ拡幅す
る計画がある。なお、計画地への進入は道路拡幅後も北側から行う
予定である。

久保委員：調整池の目的について説明願う。

事務局：本計画により田から宅地となることから、雨水の流出量を調整し、
計画地外へ排水する目的で設置するものである。

田中委員：建築基準法第43条第2項第2号許可について説明願う。

事務局：建築基準法上、建築物の敷地は道路に接している必要があるが、計画地と道路との間には、土地改良区所有の水路が介在している。ここで、土地改良区所有の水路上に架ける橋により、計画地が道路と接しているとみなすための許可であり、安全上支障が無いこと等を審査の中で確認する。

**第 R7－2号議案 インターチェンジ周辺等における特定流通業務施設又は工場
(特定流通業務施設(倉庫業の用に供する倉庫):天理市)**

本件了承される。

なお、本件について以下の質問があった。

清水委員：計画地が土砂災害警戒区域または土砂災害特別警戒区域に含まれているか。また、含まれている場合の対策について説明願う。

事務局：計画地は土砂災害警戒区域内であるが、土砂災害特別警戒区域は含んでいない。また、土砂災害警戒区域内に計画することについて、特別な対策を講じるかについては確認していない。

田中委員：搬出入車両の出入りは、一日当たり何台程度か。また、計画地の前面道路は、高速で車両が通行している区間であるが、安全上問題ないか、出入口の幅は適切か説明願う。

事務局：1日当たり最大19台が出入りする計画である。また、車両の出入りについては、交通量の多い時間帯は大型車両の出入りを避け、インターチェンジから出てきた車両に減速を促す注意看板を設置することで、警察と協議しており、安全上支障ないと考えている。出入口の幅については、大型車両の出入りがある出入口①及び③については、幅を広くとるべきであると警察からの指導もあり、道路管理者とも一定の協議を終えている。出入口②については、主に乗用車が入り出るが、大型車両の出入りが全く無い訳ではない。このことから、出入口の幅については、引き続き協議することになっており、今後、出入口の幅が縮小される可能性もある。

田中委員：計画地の前面道路は通学路か説明願う。

事務局：通学路ではない。

(3) 報告事項

事後報告